



平成22年6月11日

照会先 健康局疾病対策課肝炎対策推進室

(担当・内線) 室長 伯野(内線2941)

主査 森田(内線2947)

(直通電話) 03-3595-2103

第1回肝炎対策推進協議会の開催について

国内最大級の慢性感染症ともいわれる肝炎について、肝炎患者や感染者の皆様の人権を尊重しつつ、肝炎の克服に向けた取組を一層進めるため、肝炎対策基本法が、超党派による衆議院厚生労働委員長提案の議員立法といたしまして昨年11月に成立し、本年1月より施行されたところです。

今般、厚生労働省は、同法19条に基づき、肝炎対策推進協議会を開催することといたしましたので、お知らせいたします。

1. 肝炎対策推進協議会について

- 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）は、肝炎対策の総合的推進を目的とした法律です。

本法においては、肝炎対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、国民等の責務を明らかにし、肝炎対策の基本事項などを定めるとともに、厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定することとされております。

- 今般、発足いたします肝炎対策推進協議会は、肝炎対策基本法に基づき、厚生労働省が策定する肝炎対策基本指針について御意見をいただくため、設置するものです。

- 委員につきましては、肝炎対策基本法において、
 - ・ 肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者
 - ・ 肝炎医療に従事する者
 - ・ 学識経験のある者、

から、20名以内で厚生労働大臣が任命すること、とされており、平成22年6月1日、任命手続きを終えたところです。(委員名簿は、別紙1参照)

2. 開催の趣旨・概要

- 今般、厚生労働省においては、肝炎対策推進協議会を下記とおり開催し、肝炎対策の総合的な推進を図るための肝炎対策基本指針の策定に向け、検討を開始することとなりました。

- 第1回肝炎対策推進協議会については、平成22年6月17日(木)に厚生労働省省議室において、開催いたします。詳細は、別紙2をご参照ください。

肝炎対策推進協議会委員名簿

氏名	役職
あいざわ よしはる 相澤 好治	北里大学医学部部長
あべ よういち 阿部 洋一	日本肝臓病患者団体協議会
あまの ふさこ 天野 聡子	日本肝臓病患者団体協議会
きむら しんいち 木村 伸一	B型肝炎訴訟元原告
くまだ ひろみつ 熊田 博光	国家公務員共済組合連合会虎の門病院分院長
さくらやま とよお 桜山 豊夫	東京都福祉保健局技監
しのはら じゅんこ 篠原 淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局长
せと みのる 瀬戸 実	全国中小企業団体中央会理事・事務局長
たけだ せいこ 武田 せい子	薬害肝炎原告団
たなか じゅんこ 田中 純子	広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授
たつおか すけあき 龍岡 資晃	学習院大学法科大学院教授
とりごえ しゅんたろう 鳥越 俊太郎	(有)エーアンドエス鳥越事務所代表取締役
なんぶ ゆみこ 南部 由美子	福岡市東保健所所長
はやし のりお 林 紀夫	関西労災病院院長
ひらい みちこ 平井 美智子	薬害肝炎原告団
ほさか しげり 保坂 シゲリ	社団法人日本医師会常任理事
まつおか さだえ 松岡 貞江	日本肝臓病患者団体協議会
みぞかみ まさし 溝上 雅史	独立行政法人国立国際医療研究センター 肝炎・免疫研究センター長
みやした あきら 宮下 暁	東芝健康保険組合理事長
わきた たかじ 脇田 隆字	国立感染症研究所ウイルス第2部部长

(計20名)

肝炎対策基本法

(平成21年法律第97号)

肝炎対策を総合的に策定・実施

- ・ 肝炎対策に関し、**基本理念**を定め、
- ・ 国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の**責務**を明らかにし、
- ・ 肝炎対策の推進に関する**指針の策定**について定めるとともに、
- ・ 肝炎対策の**基本となる事項**を定めることにより、肝炎対策を総合的に推進。

基本的施策

予防・早期発見の推進

- ・ 肝炎の予防に関する啓発、知識の普及等による予防推進、
- ・ 肝炎検査の方法等の検討、肝炎検査の事業評価、肝炎検査に関する普及啓発等

肝炎医療の均てん化促進等

- ・ 専門的な知識・技能を有する医師等、医療従事者の育成
- ・ 医療機関の整備
- ・ 肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・ 肝炎医療を受ける機会の確保
(医療機関、雇用者等関係者の連携体制の構築、等)
- ・ 肝炎医療に関する情報の収集提供体制・相談支援体制の整備、等

施策実施に当たっては、

肝炎患者の**人権尊重**

差別解消に配慮

研究の推進

肝炎対策基本指針策定

肝炎対策推進協議会

- ・ 肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者
- ・ 肝炎医療に従事する者
- ・ 学識経験のある者

関係行政機関

設置
←
→
意見

資料提出等、
要請
←
→
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
- 少なくとも5年ごとに検討
→必要に応じ、変更

肝硬変・肝がんへの対応

- 治療水準の向上が図られるための環境整備
- 患者支援の在り方について、医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討

参考

肝炎対策推進協議会について

役割

- 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）に基づき、
 - ・厚生労働大臣は、肝炎対策の総合的な推進を図るため、**肝炎対策の推進に関する基本的な指針（肝炎対策基本指針）を策定しなければならない。**（法9条1項）
 - ・**肝炎対策基本指針は、次に掲げる事項について、定めるものとする。**（法9条2項）
 - ① 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
 - ② 肝炎の予防のための施策に関する事項
 - ③ 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
 - ④ 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
 - ⑤ 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
 - ⑥ 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
 - ⑦ 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
 - ⑧ 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
 - ⑨ その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者に対する支援の在り方については、これらの患者に対する医療に関する状況を勘案し、今後必要に応じ、検討が加えられるものとする。（法附則2条2項）

構成

- ・厚生労働大臣は、肝炎対策基本指針を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、**肝炎対策推進協議会の意見を聴くものとする。**（法9条3項）

- 厚生労働省に、肝炎対策基本指針に関し、第9条第3項に規定する事項を処理するため、肝炎対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。（法19条）
- 委員は、**肝炎患者等及びその家族又は遺族を代表する者、肝炎医療に従事する者並びに学識経験のある者**のうちから、厚生労働大臣が任命する。（法20条2項）
- 協議会は、委員20人以内で組織する。（法20条1項）

公 開
頭 撮 り 可

平成22年6月11日

照会先 健康局疾病対策課肝炎対策推進室

(担当・内線) 室長 伯野(内線2941)

主査 森田(内線2947)

肝炎医療係長 西塔(内線2948)

(直通電話) 03-3595-2103

(事務局FAX) 03-3595-2169

第1回肝炎対策推進協議会の開催について

標記協議会を以下のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

- 1 日時 平成22年6月17日(木)15:00~18:00
- 2 場所 厚生労働省(中央合同庁舎第5号館)省議室(9階)
東京都千代田区霞が関1-2-2
- 3 議題(仮) (1)肝炎対策推進協議会の運営について
(2)肝炎対策の現状について
他
- 4 傍聴希望者の申し込み方法
 - ・ 6月15日(火)17:00(必着)までに、氏名(ふりがな)、住所、電話番号及びFAX番号、所属先(企業、団体等)を明記の上、必ず FAXにより事務局あてお申し込みください。
 - ・ 会場の都合上、十分な傍聴席を御用意できないため、同一の所属(企業、団体等)からの複数のお申し込みは、御遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 5 傍聴手続

傍聴者は、別紙「傍聴される方へ」を厳守してください。

また、会場の都合により、希望者が多数の場合は、報道関係者、会議構成員随行者の状況を勘案の上、希望者の中から抽選により、傍聴できる方を選定することといたしますので御了承ください。

抽選で当選された方のみ事前にFAXにて傍聴者証を送付いたします。なお、はずれた方につきましては、御連絡はいたしませんので、御了承ください。

なお、同一の所属(企業、団体等)の方が複数おられる場合には、抽選の前に調整させていただく場合がございますのでご留意ください。

(別紙1)

傍聴される方へ

1. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2. アラーム付き時計、携帯電話等、音の出る機器については、音の出ないようにしてください。
3. 写真撮影やビデオカメラ等の使用は事務局の指示に従ってください。
4. 会議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
5. 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
6. 静粛を旨とし、会議の妨害となるような行為は慎んでください。
7. 会議中の退席は慎んでください。
8. 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため必要があると認められる方の傍聴はお断りいたします。

以上の事項に違反したときは、退場していただくことがあります。

また、傍聴者証は会議会場(中央合同庁舎第5号館)入館の際に必要なので、身分を証明できるものと併せて御持参ください。(忘れた場合は入館できないことがあります。)